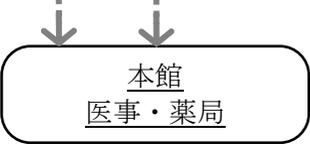


[別紙2] 入札説明書等の正誤表

平成 21 年 2 月 24 日に公表した入札説明書等に関し、次のとおり訂正します。

No	資料名	該当箇所						誤	正
		頁	項						
1	資料1 業務要求水準書	2	I	第 2	1			<p>・新病院の運営の効率化に寄与するという意識の下、本事業の対象となる各業務を包括的に管理するために必要な能力・資質・経験を有する職員を常時病院内に複数人配置すること（ただし、1名の者は、出向の方式によらず、SPCに直接雇用され、SPCの業務に専念することを要するが、その他の者については、SPCが出向の方式により受入れること、及び、かかる者が本件事業に含まれる業務を兼務することを妨げない。）により、事業期間にわたり効率的で円滑な業務運営を行うこと。</p>	<p>・新病院の運営の効率化に寄与するという意識の下、本事業の対象となる各業務を包括的に管理するために必要な能力・資質・経験を有する職員を常時複数人配置すること（ただし、SPCは、これらの職員を直接雇用し、又はSPCから委託若しくは請負の方法により直接本件事業に含まれる業務の一部の委託を受ける企業からの出向の方式により受入れることとする。またこれらの職員のうち1名の者はSPCの業務に専念することを要するが、その他の者は本件事業に含まれる業務を兼務することを妨げない。なお、維持管理運営期間中においては、これらの職員全員の病院内への常駐を求める。）により、事業期間にわたり効率的で円滑な業務運営を行うこと。</p>
2	資料1 業務要求水準書	10	II	第 1	1	(5)		<p>インフラ整備状況の表 (電話の項) ・府道枚方茨木線に架設されている NTT(株)の電話回線より引き込んでいる。(通信回線数 32 回線 (病院使用電話回線：17 回線、公衆電話：15 回線))</p>	<p>・府道枚方茨木線に架設されている NTT(株)の電話回線より引き込んでいる。(通信回線数 34 回線 (病院使用電話回線：21 回線、公衆電話：13 回線))</p>
3	資料1 業務要求水準書	30	II	第 3	4	(1)	ケ (イ)	<p>・大阪府立刀根山支援学校精神医療センターに、同様の専用放送設備を設置することと。</p>	<p>・大阪府立刀根山支援学校精神医療センター分教室に、同様の専用放送設備を設置すること。</p>
4	資料1 業務要求水準書	35	II	第 3	6	(3)		<p>・別添資料 10 井戸関係資料の機器更新リストに示す、井戸ポンプ及び水処理装置等(水処理施設に必要な上屋等建築物を含む。)を更新すること。更新に際しては井水の供給が遮断されない計画とすること。</p>	<p>・別添資料 10 井戸関係資料の機器更新リストに示す、井戸ポンプ及び水処理装置等(水処理施設に必要な上屋等建築物を含む。)を更新すること。更新に際しては井水の供給遮断を最小限度にとどめるような計画とすること。</p>

No	資料名	該当箇所						誤	正																																										
		頁	項																																																
5	資料1 業務要求水準書	53	II	第4	2	(6)	カ	図9 児童思春期部門（外来）の関係図 	図9 児童思春期部門（外来）の関係図 																																										
6	資料1 業務要求水準書	55	II	第4	2	(7)	ウ (ア)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急性期ユニット</td> <td colspan="2">7床</td> </tr> <tr> <td>回復期ユニット</td> <td>11床</td> <td>12床</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障がい者用1床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会復帰ユニット</td> <td colspan="2">9床</td> </tr> <tr> <td>共用ユニット</td> <td colspan="2">5床</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">33床 (うち予備3床)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	病床数		急性期ユニット	7床		回復期ユニット	11床	12床		障がい者用1床		社会復帰ユニット	9床		共用ユニット	5床			33床 (うち予備3床)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急性期ユニット</td> <td colspan="2">6床 (うち予備1床)</td> </tr> <tr> <td>回復期ユニット</td> <td colspan="2">13床</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(うち障がい者用1床、予備1床)</td> </tr> <tr> <td>社会復帰ユニット</td> <td colspan="2">9床 (うち予備1床)</td> </tr> <tr> <td>共用ユニット</td> <td colspan="2">5床</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">33床 (うち障がい者用1床、予備3床)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	病床数		急性期ユニット	6床 (うち予備1床)		回復期ユニット	13床			(うち障がい者用1床、予備1床)		社会復帰ユニット	9床 (うち予備1床)		共用ユニット	5床			33床 (うち障がい者用1床、予備3床)	
名称	病床数																																																		
急性期ユニット	7床																																																		
回復期ユニット	11床	12床																																																	
	障がい者用1床																																																		
社会復帰ユニット	9床																																																		
共用ユニット	5床																																																		
	33床 (うち予備3床)																																																		
名称	病床数																																																		
急性期ユニット	6床 (うち予備1床)																																																		
回復期ユニット	13床																																																		
	(うち障がい者用1床、予備1床)																																																		
社会復帰ユニット	9床 (うち予備1床)																																																		
共用ユニット	5床																																																		
	33床 (うち障がい者用1床、予備3床)																																																		
7	資料1 業務要求水準書	60	III	第1	5			<ul style="list-style-type: none"> 光熱水費については、病院機構の負担とし、対価には含めない。ただし、食事提供業務に係る光熱水費は対価に含めること。使用にあたっては効率的な使用に留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 光熱水費については、病院機構の負担とし、対価には含めない。ただし、食事提供業務及び洗濯業務に係る光熱水費は対価に含めること。使用にあたっては効率的な使用に留意すること。 																																										
8	資料1 業務要求水準書	79	III	第3	3	(1)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">業務内容</th> <th colspan="2">業務担当主体</th> </tr> <tr> <th>病院機構</th> <th>SPC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>リネン類^{※1}</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>一 失禁リネン類^{※2}の一次処理(汚れのひどいもの。)</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>次 感染症リネン類^{※3}</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容		業務担当主体		病院機構	SPC	①	リネン類 ^{※1}				一 失禁リネン類 ^{※2} の一次処理(汚れのひどいもの。)	○			次 感染症リネン類 ^{※3}		○	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">業務内容</th> <th colspan="2">業務担当主体</th> </tr> <tr> <th>病院機構</th> <th>SPC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>リネン類^{※1}</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>一 失禁リネン類^{※2}の一次処理(汚れのひどいもの。)</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>次 感染症リネン類^{※3}</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務内容		業務担当主体		病院機構	SPC	①	リネン類 ^{※1}				一 失禁リネン類 ^{※2} の一次処理(汚れのひどいもの。)	○			次 感染症リネン類 ^{※3}	○							
業務内容		業務担当主体																																																	
		病院機構	SPC																																																
①	リネン類 ^{※1}																																																		
	一 失禁リネン類 ^{※2} の一次処理(汚れのひどいもの。)	○																																																	
	次 感染症リネン類 ^{※3}		○																																																
業務内容		業務担当主体																																																	
		病院機構	SPC																																																
①	リネン類 ^{※1}																																																		
	一 失禁リネン類 ^{※2} の一次処理(汚れのひどいもの。)	○																																																	
	次 感染症リネン類 ^{※3}	○																																																	

No	資料名	該当箇所						誤	正																																					
		頁	項																																											
9	資料1 業務要求水準書	81	Ⅲ	第1	3	(3)		※4 当直用寝具類の回収・納入場所は、当該寝具類を使用する部屋（事務局の事務室内宿直スペース1ヶ所、医務局の宿直室2室と研修医宿直室2室、看護部の宿直室2室と仮眠室2室及び児童思春期病棟（共通）の宿直室2室）である。	※4 当直用寝具類の回収・納入場所は、当該寝具類を使用する部屋（事務局の事務室内宿直スペース1ヶ所、医務局の宿直室2室と研修医宿直室2室、看護部の宿直室2室と仮眠室2室、児童思春期病棟（共通）の宿直室2室及び医療観察病棟の宿直室2室）である。																																					
10	資料1 業務要求水準書	84	Ⅲ	第1	4	(1)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">業務内容</th> <th colspan="2">業務担当主体</th> </tr> <tr> <th>病院機構</th> <th>SPC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑮</td> <td>医事会計システム</td> <td>医事会計システム等の整備、保守管理</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑯</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務内容		業務担当主体		病院機構	SPC	⑮	医事会計システム	医事会計システム等の整備、保守管理	○		⑯	その他				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">業務内容</th> <th colspan="2">業務担当主体</th> </tr> <tr> <th>病院機構</th> <th>SPC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑮</td> <td>医事会計システム</td> <td>医事会計システム等の整備、保守管理</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑯</td> <td>小遣金出納管理システム</td> <td>小遣金出納管理システムの整備、保守管理</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑰</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務内容		業務担当主体		病院機構	SPC	⑮	医事会計システム	医事会計システム等の整備、保守管理	○		⑯	小遣金出納管理システム	小遣金出納管理システムの整備、保守管理		○	⑰	その他			
業務内容		業務担当主体																																												
		病院機構	SPC																																											
⑮	医事会計システム	医事会計システム等の整備、保守管理	○																																											
⑯	その他																																													
業務内容		業務担当主体																																												
		病院機構	SPC																																											
⑮	医事会計システム	医事会計システム等の整備、保守管理	○																																											
⑯	小遣金出納管理システム	小遣金出納管理システムの整備、保守管理		○																																										
⑰	その他																																													
11	資料1 業務要求水準書	85	Ⅲ	第1	4	(4)		医事会計システム（ハード及びソフト）及び小遣金出納管理システム（ハード及びソフト）は病院機構が設置する。	医事会計システム（ハード及びソフト）は病院機構が設置する。小遣金出納管理システム（ハード及びソフト）はSPCが設置する。																																					
12	資料1 業務要求水準書 付属資料VI 新病院の運営等について	10		第8	1	(1)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急性期ユニット</td> <td colspan="2">7床</td> </tr> <tr> <td>回復期ユニット</td> <td>11床 障がい者用1床</td> <td>12床</td> </tr> <tr> <td>社会復帰ユニット</td> <td colspan="2">9床</td> </tr> <tr> <td>共用ユニット</td> <td colspan="2">5床</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">33床（うち予備3床）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	病床数		急性期ユニット	7床		回復期ユニット	11床 障がい者用1床	12床	社会復帰ユニット	9床		共用ユニット	5床			33床（うち予備3床）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急性期ユニット</td> <td>6床（うち予備1床）</td> </tr> <tr> <td>回復期ユニット</td> <td>13床 （うち障がい者用1床、予備1床）</td> </tr> <tr> <td>社会復帰ユニット</td> <td>9床（うち予備1床）</td> </tr> <tr> <td>共用ユニット</td> <td>5床</td> </tr> <tr> <td></td> <td>33床 （うち障がい者用1床、予備3床）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	病床数	急性期ユニット	6床（うち予備1床）	回復期ユニット	13床 （うち障がい者用1床、予備1床）	社会復帰ユニット	9床（うち予備1床）	共用ユニット	5床		33床 （うち障がい者用1床、予備3床）							
名称	病床数																																													
急性期ユニット	7床																																													
回復期ユニット	11床 障がい者用1床	12床																																												
社会復帰ユニット	9床																																													
共用ユニット	5床																																													
	33床（うち予備3床）																																													
名称	病床数																																													
急性期ユニット	6床（うち予備1床）																																													
回復期ユニット	13床 （うち障がい者用1床、予備1床）																																													
社会復帰ユニット	9床（うち予備1床）																																													
共用ユニット	5床																																													
	33床 （うち障がい者用1床、予備3床）																																													

No	資料名	該当箇所						誤	正				
		頁	項										
13	資料3 様式集及び記載要領	2	Ⅲ	2	(1)	イ		・冊子区分⑥の図面集は、A3 の大きさに折り込むこと。	・冊子区分⑤の図面集は、A3 の大きさに折り込むこと。				
14	資料3 様式集及び記載要領	134	10-4b	2	(1)			項目	H24 年度	…	項目	H24 年度	…
リース品(定期洗濯)									リース品(定期洗濯)				
リース品(不定期洗濯)									リース品(不定期洗濯)				
病院機構所有品									病院機構所有品				
諸経費									合計				
合計													
※1 平成 25 年度の 1/12 を記載すること。 ※2 消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。								※1 平成 25 年度の 1/12 を記載すること。 ※2 諸経費、人件費、光熱水費は各対象物品の単価に含めること。 消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。					

No	資料名	該当箇所				誤				正			
		頁	項			項目	数量	単価	金額	項目	数量	単価	金額
15	資料3 様式集及び記載要領	134	10-4b	2	(2)	項目	数量	単価	金額	項目	数量	単価	金額
						リース品(定期洗濯)				リース品(定期洗濯)			
						リース品(不定期洗濯)				リース品(不定期洗濯)			
						病院機構所有品				病院機構所有品			
						諸経費				合計			
						項目 ^{※4}	内容	金額		※1 数量が空欄の品目はSPCの提案数を記入すること。			
						備品費				※2 諸経費、人件費、光熱水費は各対象物品の単価に含めること。			
						機器費(院内に設置するもの)				消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。			
						...				※3 長袖又は半袖の単価の高い方の合計金額を記載する。			
						小計				※4 項目はできるかぎり具体的に記載すること。			
合計													
16	資料5 事業契約書案	1	第2条	2		<p>・本件入札説明書等に記載する要件を充足する者を職員として複数名雇用すること(ただし、<u>1名の者は、出向の方式によらず、乙に直接雇用され、乙の業務に専念することを要するが、その他の者については、乙が出向の方式により受入れること、及び、かかる者が本件事業に含まれる業務を兼務することを妨げない。</u>)</p>				<p>・本件入札説明書等に記載する要件を充足する者を職員として複数名雇用すること(ただし、<u>乙は、これらの者を、直接雇用し、又は、乙が受託企業からの出向の方式により受入れることとし、これらの者のうち1名の者は、乙の業務に専念することを要するが、その他の者は、本件事業に含まれる業務を兼務することを妨げない。</u>)</p>			

No	資料名	該当箇所					誤	正
		頁	項					
17	資料5 事業契約書案	2	第2条	4				(追加) 甲は、雇用職員について、本件入札説明書等に記載する要件を充足しないと判断した場合には、その理由を明らかにして、当該雇用職員の変更を乙に対し求めることができる。この場合、甲と乙は、当該雇用職員の変更に関し協議を行う。
18	資料5 事業契約書案	5	第9条	2				(追加) 本契約の締結日において本件土地上に存在する樹木について、本契約の締結後に生じた枯死、倒木に係る処理及び植替えに関して乙に損害又は増加費用が生じた場合、乙に帰責性がある場合を除き、甲は、乙に対し、当該損害又は増加費用を賠償するものとする。
19	資料5 事業契約書案	15	第38条	2			不可抗力又は法令変更により譲渡日が譲渡予定日より遅延した場合、開院日が開院予定日より遅延した場合又は施設整備業務終了日が施設整備業務終了予定日より遅延した場合、当該遅延に伴い生じた増加費用(ただし、逸失利益は含まない。以下本項において同じ。)については、施設整備業務期間の累計で、施設整備業務費用等の100分の1を超える部分について甲が負担し、残りを乙が負担するものとする。	不可抗力又は法令変更により譲渡日が譲渡予定日より遅延した場合、開院日が開院予定日より遅延した場合又は施設整備業務終了日が施設整備業務終了予定日より遅延した場合、当該遅延に伴い生じた増加費用(ただし、逸失利益は含まない。以下本項において同じ。)については、施設整備業務期間の累計で、施設整備業務費用等の100分の1を超える部分について甲が負担し、残りを乙が負担するものとする(ただし、本件事業の内容に直接関連する法令変更による当該遅延に伴い生じた増加費用については、甲が負担するものとする。)

No	資料名	該当箇所				誤	正
		頁	項				
20	資料5 事業契約書案	16	第42条	3			<p>不可抗力又は法令変更により、工事現場の管理に関して生じた損害及び増加費用については、施設整備業務期間の累計で、施設整備業務費用等の100分の1を超える部分について甲が負担し、残りは乙が負担するものとする。</p> <p>不可抗力又は法令変更により、工事現場の管理に関して生じた損害及び増加費用については、施設整備業務期間の累計で、施設整備業務費用等の100分の1を超える部分について甲が負担し、残りは乙が負担するものとする(ただし、本件事業の内容に直接関連する法令変更により生じた当該損害及び増加費用については、甲が負担するものとする。)</p>
21	資料5 事業契約書案	25	第57条	3			<p>乙による維持管理・医療関連サービス業務等の実施に当たり、不可抗力又は法令変更により、甲又は乙に損害又は増加費用が発生したときは、当該損害及び増加費用のうち、年間の累計額が当該事業年度の維持管理・医療関連サービス業務等費用相当額の100分の1を超える部分について甲が負担し、残りは乙が負担するものとする。</p> <p>乙による維持管理・医療関連サービス業務等の実施に当たり、不可抗力又は法令変更により、甲又は乙に損害又は増加費用が発生したときは、当該損害及び増加費用のうち、年間の累計額が当該事業年度の維持管理・医療関連サービス業務等費用相当額の100分の1を超える部分について甲が負担し、残りは乙が負担するものとする(ただし、本件事業の内容に直接関連する法令変更により生じた当該損害及び増加費用については、甲が負担するものとする。)</p>
22	資料5 事業契約書案		別紙10	2	(1)		<p>なお、消費税等については、それぞれの引渡し時点の消費税率（地方消費税率を含む）を次の3つの方法により支払う金額にそれぞれ乗じて算定し、支払う。</p> <p>なお、消費税等については、それぞれの引渡し時点（ただし、アについては、最終年度を除き、各事業年度の支払い時点とする。）の消費税率（地方消費税率を含む）を次の3つの方法により支払う金額にそれぞれ乗じて算定し、支払う。</p>
23	資料5 事業契約書案 別表一(定義)		あ行	5			<p>「Aゾーン」とは、本件土地のうち、本件業務要求水準書別添資料2に示された建設用地(約57,640平方メートル)をいう。</p> <p>「Aゾーン」とは、本件土地のうち、本件業務要求水準書別添資料2に示された建設用地(約69,850平方メートル)をいう。</p>

No	資料名	該当箇所					誤	正
		頁	項					
24	資料5 事業契約書案 別表一(定義)		は行	43			「Bゾーン」とは、本件土地のうち、本件業務要求水準書別添資料 2 に示された、計画敷地から A ゾーンを除いた土地(約 27,200 平方メートル)をいう。	「Bゾーン」とは、本件土地のうち、本件業務要求水準書別添資料 2 に示された、計画敷地から A ゾーンを除いた土地(約 14,990 平方メートル)をいう。